

(仮称)スーパーセンタートライアル三豊店 (No.1323)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 21 日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和 6 年 10 月 10 日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)スーパーセンタートライアル三豊店

三豊市豊中町上高野 1891-1

3 法第 8 条第 1 項の規定により三豊市から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- 近隣自治会及び水利関係者に説明会を実施すること。
- 市道徳満樋の尻線と市道田井徳満線の交差点は信号が設置されていないため、山本町方面に右折する車両で混雑する恐れがある。また、市道田井徳満線から県道に合流する際、高瀬方面に右折する車両でも混雑する恐れがあるため、警察及び県と交差点協議を行い、安全に交通できるように検討すること。
- 県道羽方豊中線と市道田井徳満線の交差点付近に当該店舗の出入口があり、入退店時の混雑が予想されるため、出入口の区別を検討すること。
- 店舗南側の市道徳満線は最小幅員が 3.0m であるため注意喚起すること。
- 敷地と市道の境において、歩行者の安全を考慮した対策を実施すること、
- 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
- 当該店舗の利用時や通行により、市道や水路を汚した場合は早急に清掃すること。
- 工事及び工事車両による粉塵、騒音、水質汚濁、悪臭、振動等の防止処置を行うこと。
- 荷さばき車両や廃棄物収集車両の作業時間は近隣住民への影響に配慮し、アイドリング禁止と騒音防止の徹底に努めること。
- 騒音規制法施行令に該当する作業を行う場合は、特定建設作業の実施の届出をすること。
- 児童・生徒の登下校時には交通整理員を配置するなど、安全に配慮すること。
- オープン時や繁忙時には交通整理員を配置するなど、安全に配慮すること。
- 近隣住民からの苦情等に対しては迅速かつ誠実な対応に努めること。
- 地域雇用の確保に努めること。
- 地元業者の積極的な利用に努めること。

4 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- 国道 11 号線六の坪交差点から当該店舗の出入口までの距離が短く、休日や夕方の通行量が多い時間帯の交通渋滞が懸念される。交通整理員等の確保と配置に十分配慮をお願いしたい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課

縦覧期間： 令和 7 年 2 月 21 日から令和 7 年 3 月 21 日まで